

(証券コード 5246)
(電子提供措置の開始日) 2024年2月6日
(発信日) 2024年2月13日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル
株式会社ELEMENTS
代表取締役 久 田 康 弘

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁～4頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2024年2月27日(火曜日)午後7時までにご行きますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第10期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.elementsinc.jp/meeting/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コード(5246)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1 日 時 2024年2月28日(水曜日)午後1時00分(受付開始:午前12時30分)

2 場 所 東京都中央区日本橋室町1丁目5番5号
室町ちばぎん三井ビルディング8階
日本橋ライフサイエンスハブ LSH-A会議室

3 目的事項

[報告事項]

1. 第10期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)計算書類の内容報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

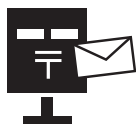
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会において、お土産のご用意や株主懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年2月27日（火）
午後7時までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2024年2月27日（火）
午後7時まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

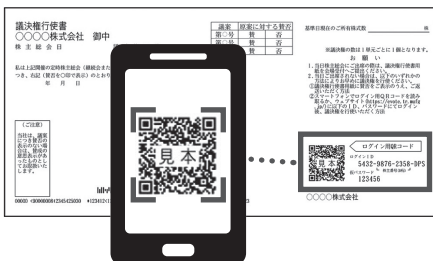
2024年2月28日（水）
午後1時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

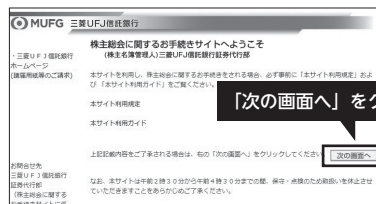
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になりました。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分までの間はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、2023年9月に、本社固定費の削減及び経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都千代田区から東京都中央区に移転しておりますが、実際の本店業務に併せて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。また、今後の経営体制の一層の強化と充実を図るため、代表取締役の員数を変更することに伴い、現行定款第13条、第14条、第22条及び第23条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。
(招集及び招集権者) 第13条 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	(招集及び招集権者) 第13条 2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。 <u>ただし、代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が招集する。</u> 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
(議長) 第14条 2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。	(議長) 第14条 2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。 <u>ただし、代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が議長となる。</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び業務執行)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から<u>代表取締役1名</u>を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 代表取締役に事故又は支障があるときは、互選により他の取締役がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(代表取締役及び業務執行)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 代表取締役に事故又は支障があるときは、互選により他の取締役がその職務を代理し、又はその職務を行う。<u>ただし、代表取締役が複数ある場合、他に事故又は支障がない代表取締役があるときは、当該代表取締役が、それ以外のときは、互選により他の取締役がその職務を代理し、又はその職務を行う。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。<u>ただし、代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>招集権者及び議長となる代表取締役に事故又は支障がある場合、他に代表取締役があるときは、当該他の代表取締役が、それ以外のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役3名が任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役3名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。また、各取締役候補者から、就任の同意を得ております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	く だ やす ひろ 久田 康弘 (1985年4月20日生)	2008年4月 大和証券SMBC(株) (現 大和証券(株)) 入社 2014年7月 当社取締役及び代表取締役就任 (現任) 2017年3月 (株)MYCITY取締役就任 (現任) 2019年3月 (株)sole (現 (株)IDEAL) 取締役就任 2019年7月 同社代表取締役就任 (現任)	7,800,000株
2	おお いわ よし ゆき 大岩 良行 (1987年11月4日生)	2013年1月 (株)ファストビッド (現 TokyoSmith (株)) 入社 2014年8月 当社入社 取締役就任 (現任) 2020年2月 (株)PASS (現 (株)Liquid) 取締役就任 (現任)	134,000株
3	は せ がわ ひろ き 長谷川 敬起 (1977年12月17日生)	2002年4月 PwCコンサルティング(株) (現日本アイ・ビー・エム(株)) 入社 2005年11月 (株)ドリコム入社 2016年11月 当社入社 2020年2月 (株)PASS (現 (株)Liquid) 代表取締役就任 (現任) 2023年2月 当社取締役就任 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社の役員としての業務につき行った作為・不作為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る賠償金や争訟費用等について填補することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回当該保険契約を更新する時には、同程度の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案に関し、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。また、各取締役候補者から、就任の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おき た たか し 沖田 貴史 (1977年3月11日)	1999年4月 ソフトバンク(株) (現 ソフトバンクグループ(株)) 入社 2004年2月 ベリトランス(株) (現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー) 取締役就任 2005年6月 SBIベリトランス(株) (現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー) 代表取締役就任 2008年6月 SBIホールディングス(株)取締役就任 2012年9月 econtext Asia Limited Representative and CEO 就任 2016年3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2016年5月 SBI Ripple Asia(株)代表取締役就任 2020年1月 WED(株)取締役就任 2020年2月 Q(株) (現 ナッジ(株)) 代表取締役就任 (現任) 2020年10月 Fintech協会代表理事会長就任 (現任)	0株

2	<p style="text-align: center;">いし　かわ　まさ　とし 石川正俊 (1954年8月22日)</p>	<p>1979年4月 通商産業省工業技術院製品科学研究所 入所</p> <p>1989年6月 東京大学工学部助教授就任</p> <p>1999年4月 同大学大学院工学系研究科教授就任</p> <p>2001年4月 同大学大学院情報理工学系研究科教授 就任</p> <p>2004年4月 同大学副学長 産学連携本部長就任</p> <p>2005年4月 同大学理事・副学長 産学連携本部長兼 情報システム本部長就任</p> <p>2009年7月 (株)エクスビジョン取締役就任 (現任)</p> <p>2016年4月 東京大学情報理工学系研究科長就任</p> <p>2019年6月 名工建設(株)取締役就任 (現任)</p> <p>2020年4月 東京大学情報基盤センター データ科学 研究部門 特任教授就任</p> <p>2022年1月 東京理科大学学長就任 (現任)</p>	0株
3	<p style="text-align: center;">いの　うえ　しん　いち 井上伸一 (1958年2月22日)</p>	<p>1983年4月 キヤノン販売(株) (現 キヤノンマーケ ティングジャパン(株)) 入社</p> <p>2001年7月 同社ディストリビューション・カンパ ニー企画部/営業部部長就任</p> <p>2003年1月 同社ディストリビューション・カンパ ニー本部長就任</p> <p>2005年4月 同社理事就任</p> <p>2007年4月 同社コンシューマイメージングカンパニ ー電子機器販売事業部事業部長就任</p> <p>2008年3月 同社取締役就任</p> <p>2010年1月 同社コンシューマイメージングカンパニ ーマーケティング統括本部長就任</p> <p>2011年1月 同社上席執行役員IT本部本部長就任</p> <p>2013年3月 同社常務執行役員IT本部本部長就任</p> <p>2014年4月 同社常務執行役員兼キヤノンITソリュ ーションズ(株)取締役専務執行役員就任</p> <p>2018年3月 同社常勤監査役就任</p> <p>2022年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2022年8月 (株)アーケム監査役就任 (現任)</p>	0株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者沖田貴史氏、石川正俊氏及び井上伸一氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、監査等委員である取締役候補者井上伸一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である社外取締役の在任年数
- (1)沖田貴史氏：現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会の終結の時をもって、在任期間は8年となります。
- (2)井上伸一氏：現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会の終結の時をもって、在任期間は1年8ヶ月となります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
- (1)沖田貴史氏：同氏は、これまで当社の経営に対し助言・様々な支援を行っていただいております。同氏の決済関連分野における深い知見や実績、海外事業における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。
- (2)石川正俊氏：同氏は、長年にわたり東京大学にて教授を務められ、現在も東京理科大学の学長を務められております。同氏の学識研究者としての豊富な経験と専門的な知見を当社の経営に反映いただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。
- (3)井上伸一氏：同氏は、これまでキャノンマーケティングジャパン(株)及びその子会社であるキャノンITソリューションズ(株)の部長・執行役員・取締役・監査役を経験しております。同氏のIT分野における深い知見や内部監査等における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、候補者である沖田貴史氏が代表取締役を務めておりますナッジ(株)との間に営業取引関係があります。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款において、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、沖田貴史氏及び井上伸一氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、石川正俊氏の就任が承認された場合、当社は石川正俊氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定です。
7. 当社は、各取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社の役員としての業務につき行った作為・不作為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る賠償金や争訟費用等について填補することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回当該保険契約を更新する時には、同程度の内容で更新することを予定しております。

以上

事業報告

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和を背景に、経済活動が正常化に向かい、景気は緩やかに持ち直す動きがみられました。しかしながら、資源価格の高騰や物価高、欧米における金融引き締めの影響や中国経済に対する先行き懸念など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの提供するAIクラウド基盤 (IoP Cloud) は、「個人認証ソリューション」と、主にヒトの生活三大要素であります「衣食住」の分野において、モノやサービスの「個人最適化ソリューション」を提供しております。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、社会全体のデジタル化が進む中、当社グループが提供する「個人認証ソリューション」と「個人最適化ソリューション」を用いたDX化の需要は拡大傾向にあります。

「個人認証ソリューション」が提供するオンライン本人確認サービス「LIQUID eKYC」は、犯罪収益移転防止法の改正及びコロナ禍の影響を受け、市場が拡大しております。株式会社矢野経済研究所「eKYC／当人認証ソリューション市場に関する調査 (2023年)」(2023年7月18日発表)によれば、eKYCおよび当人認証ソリューション市場の規模は2024年度には116億円に達すると見込まれており、業界を横断して更なる広がりが予想されています。また、中長期的には各業界におけるDXは加速し、活発な投資が行われることが見込まれます。

このような環境の中で当社グループは、当連結会計年度を前期に引き続き、国内における主力サービスの拡大期と位置付け、事業を展開してまいりました。

当連結会計年度における売上高は1,940,397千円 (前期比17.5%増)、EBITDA (注) は△125,757千円 (前期はEBITDA △573,451千円)、営業損失は297,485千円 (前期は579,991千円)、経常損失は355,453千円 (前期は600,945千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は338,711千円 (前期は561,569千円) となりました。

(注) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費 (有形・無形固定資産) + 株式報酬費用

なお、当社グループはIoP Cloud事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は45,481千円であります。主な内訳としては、本社固定費の削減及び経営効率の向上を図るため、本社機能を東京都千代田区から東京都中央区に移転する際の固定資産の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当社は2022年12月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額106,574千円の資金調達を行いました。

また、当社は2023年9月4日にCVI Investments, Inc.への第三者割当による新株式の発行により526,500千円、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により936,000千円、新株予約権の発行により8,293千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2020年11月期 第7期	2021年11月期 第8期	2022年11月期 第9期	2023年11月期 (当連結会計年度) 第10期
売 上 高	949,444千円	1,362,051千円	1,651,627千円	1,940,397千円
経 常 損 失	935,311千円	695,026千円	600,945千円	355,453千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	800,113千円	568,988千円	561,569千円	338,711千円
1株当たり当期純損失	60.53円	42.84円	39.47円	16.07円
総 資 産	2,862,318千円	2,614,856千円	2,351,432千円	3,629,103千円
純 資 産	1,987,341千円	1,269,829千円	684,649千円	1,018,951千円
1株当たり純資産額	△198.90円	△241.74円	21.13円	40.26円

- (注) 1. 当社は、第9期より連結計算書類を作成しております。第7期と第8期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年11月期 第7期	2021年11月期 第8期	2022年11月期 第9期	2023年11月期 (当事業年度) 第10期
売 上 高	530,319千円	322,673千円	431,821千円	751,695千円
経 常 損 失	596,118千円	98,843千円	45,283千円	18,511千円
当 期 純 損 失	612,907千円	259,993千円	48,050千円	515,886千円
1株当たり当期純損失	46.37円	19.58円	3.37円	24.48円
総 資 産	2,274,365千円	2,199,857千円	2,457,275千円	3,752,508千円
純 資 産	1,793,440千円	1,533,713千円	1,485,662千円	1,808,197千円
1株当たり純資産額	△181.79円	△201.37円	74.08円	76.19円

- (注) 1. 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、以下の3点を主な対処すべき課題と認識しております。

- ① サービス設計と品質の維持
- ② 情報管理体制の強化
- ③ 財務体質の強化

① サービス設計と品質の維持

当社グループが提供するAIクラウド基盤（IoP Cloud）は、サービス提供の過程で日々取得する「ヒト」に関するデータを継続的に機械学習することで、サービス品質の維持・向上に繋げております。価値が高いサービスを提供するには、大量のデータを日々取得できる、効率的な機械学習環境を整備することが有効であると当社グループは考えており、日常生活の自然な導線上でユーザーにお使い頂けるよう、ユーザビリティの高い自社サービスの設計と品質の維持を心がけております。

② 情報管理体制の強化

当社グループはサービスの提供において、ヒトに関するデータ（ユーザーの個人情報）を取り扱っております。外部の不正アクセスや当社グループから情報の漏洩等が発生した場合には、損害賠償責任を負う可能性があるほか、当社グループが企業としての社会的信用を喪失し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。機密情報や個人情報について、以前より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

③ 財務体質の強化

当社グループは営業赤字が継続しております。今後、計画している十分な売上高が獲得できない場合には営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローの赤字が継続する可能性があります。当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るためには資金が必要となります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めてまいります。手元流動性確保のため、資金調達や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、グループビジョンに「自分だけの要素を知ること、より自分らしい生き方を選択できる世界に」を掲げております。ヒトがネットワークに直接繋がることがビジョンの達成に必要な要素と考えており、その世界観を「IoP (Internet of Persons)」と定義しております。また、「IoP」の実現のために、「IoTセンサー」と「ヒトに関するビッグデータ」と「AI」を組み合わせることで、個人を自動で認証し、個人の特徴を解析し、モノ・サービスを個人に最適化するためのシステムを「AIクラウド基盤 (IoP Cloud)」と定義しております。

当社グループは、「IoP Cloud事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、「個人認証」、「個人最適化」、並びに「個人情報管理」の3つのソリューションに区分されております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 Liquid	500千円	100.0%	生体認証事業
株式会社 MYCITY	5,000千円	100.0%	空間認識・行動認識の技術を活用した事業
X PLACE 株式会社	5,000千円	80.0%	行動解析の技術を活用した事業

(12) 主要拠点等

名称	所在地
本社 (子会社の本社含む)	東京都中央区日本橋本町三丁目8番3号 (登記上の本店所在地) 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
62 [4]名	△1 [△6]名

(注) 臨時雇用人員数は、[] にて外数で記載しております。なお、臨時雇用人員とは、正規従業員以外の有期雇用従業員であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	791,520千円
株式会社三菱UFJ銀行	560,000千円
株式会社三井住友銀行	92,800千円

(注) 当座貸越契約による調達額の残高を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失297,485千円、経常損失355,453千円及び親会社株主に帰属する当期純損失338,711千円と、10期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。売上高の増加に加え、選択と集中を通じた費用削減が奏功し、当連結会計年度の第3四半期には、営業黒字及び経常黒字、また第4四半期にはいずれの利益段階も黒字になる等、当社グループの業績は改善傾向にあり、継続企業の前提に関する注記を開示するまでに至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループではこれらの事象を解消すべく、個人認証ソリューションでは、主力サービスである「LIQUID eKYC」を中心に事業の拡大を図り、個人最適化ソリューションでは、今後の成長に向けて次なる事業の柱となるような新規事業開発に努めながら、戦略的な選択と集中を引き続き推し進めています。

また、財務面においては、当連結会計年度において、東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額106,574千円の資金調達を行いました。また、CVI Investments, Inc.を割当先とする新株式、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を発行し、総額1,470,793千円を調達しており、今後の運転資金に必要な現預金の確保を行っております。

結果として、当社グループといたしましては、資金計画上、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,186,800株
- (2) 発行済株式の総数 21,965,800株
- (3) 株 主 数 6,135名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
久 田 康 弘	7,800,000	35.50
株 式 会 社 B O C	1,560,000	7.10
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,105,400	5.03
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	1,085,700	4.94
加 藤 寛 之	1,000,000	4.55
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	735,300	3.34
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	672,700	3.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	448,500	2.04
山 谷 明 洋	288,700	1.31
東 急 不 動 産 株 式 会 社	236,200	1.07

(注) 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第2回新株予約権

発行決議の日	2016年3月23日
新株予約権の数	148個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式148,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円
新株予約権の行使期間	2018年3月24日から2026年3月23日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

② 第3回新株予約権

発行決議の日	2016年5月31日
新株予約権の数	49個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式49,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円

新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2026年5月31日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その 前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は 当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあ ることを要する。 ② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日 まで行使できない。 ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したとき は、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から 1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれ か早い日までに限り、新株予約権を行使できるもの とする。

③ 第8回新株予約権

発行決議の日	2017年4月19日
新株予約権の数	1,120個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式112,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金530円
新株予約権の行使期間	2019年4月20日から2027年4月19日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その 前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は 当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあ ることを要する。 ② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日 まで行使できない。 ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したとき は、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から 1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれ か早い日までに限り、新株予約権を行使できるもの とする。

④ 第15回新株予約権

発行決議の日	2020年2月27日
新株予約権の数	200個
保有人数 当社監査等委員である取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式20,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2022年2月28日から2030年2月27日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その 前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は 当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあ ることを要する。 ② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日 まで行使できない。 ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したとき は、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から 1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれ か早い日までに限り、新株予約権を行使できるもの とする。

⑤ 第17回新株予約権

発行決議の日	2021年5月27日
新株予約権の数	1,748個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式174,800株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年5月28日から2031年5月27日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その 前営業日を最終日とする。

新株予約権の主な行使条件	<ul style="list-style-type: none">① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。② 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
--------------	---

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

① 第23回新株予約権

発行決議の日	2023年2月24日
新株予約権の数	2,502個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く） 当社子会社使用人	26名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式250,200株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円
新株予約権の行使期間	2023年3月20日から2023年3月20日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その 前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は 当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあ ることを要する。 ② 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したとき は、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から 1年間または上記に定める行使期間の終期のいづれ か早い日までに限り、新株予約権を行使できるもの とする。

② 第24回新株予約権

発行決議の日	2023年2月24日
新株予約権の数	1,568個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く） 当社子会社使用人	10名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式156,800株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円
新株予約権の行使期間	2024年3月20日から2023年3月20日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その 前営業日を最終日とする。

新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>② 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>
--------------	---

③ 第26回新株予約権

発行決議の日	2023年10月19日
新株予約権の数	509個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式50,900株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金527円
新株予約権の行使期間	2025年10月20日から2033年10月19日まで行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>② 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>

(3) その他新株予約権に関する重要事項

①当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入し、第19回新株予約権を発行しております。

発行決議の日	2021年6月29日
新株予約権の数	6,666個
交付された者の人数 受託者	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式666,600株
新株予約権の発行価額	40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年3月1日から2031年7月6日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その 前営業日を最終日とする。

<p>新株予約権の主な行使条件</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、2,750百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。</p> <p>④ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
---------------------	--

(注) 当社の創業者である代表取締役の久田康弘は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者（以下「当社等役職員等」という。）向けのインセンティブ・プランとして、2021年6月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年7月2日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託（第19回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第19回新株予約権）に基づき、コタエル信託株式会社に対して、2021年7月7日に第19回新株予約権（2021年6月29日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第19回新株予約権）は、当社が、当社等役職員等の中から、その貢献期待に応じて受益者を指定し、第19回新株予約権6,666個（本書提出日現在1

個あたり100株相当)を6か月おきに段階的に分配させるというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく予め定められた基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第19回新株予約権の分配を受けた者は、当該第19回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第19回新株予約権)の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	久田康弘
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の経路を経て存在するに至ります。)
信託契約日	2021年7月1日
信託の種類と新株予約権数	第19回新株予約権 6,666個
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日(以下「受益者指定日」という。)。なお、2021年12月末を始めとする毎年6月末及び12月末に行使される予定であります。
信託の目的	本信託(第19回新株予約権)は、当社等役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第19回新株予約権を交付することを目的としております。
受益者適格要件	当社は、当社等役職員等のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益者指定日の1か月前の応答日までに、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定に必要な手続きを完了させた後、受益者指定日に受益者を指定することにより受益者を確定させます。当社の定める交付ガイドラインでは、当社の経営管理部管掌取締役及び社外役員複数名(ただし、委託者を除きます。)によって構成される評価委員会が、①今後採用される役職員の貢献期待度に対するインセンティブ、及び②役職員の今後のさらなる貢献を期待したインセンティブという交付目的ごとに、新株予約権の将来の交付のための参考としてインセンティブパッケージを仮に付与していき、後日仮に付与されたインセンティブパッケージを参考に新株予約権の個数を決定して交付する方法により、定められた頻度で当社等役職員等の評価を行い、第19回新株予約権の配分を行うものとされております。

②2023年8月17日開催の取締役会決議により、CVI Investments, Inc.に対する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しており、当該社債に付された新株予約権の内容は次のとおりであります。

発行決議の日	2023年8月17日
新株予約権の数	30個
付与対象者	CVI Investments, Inc.
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式1,200,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2023年9月5日から2026年9月7日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は以下のとおりであります。

新株予約権と引き換えに払い込む金銭	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない
転換価額	780円
転換価額の修正条件	2024年3月4日、2024年9月4日、2025年3月4日、2025年9月4日、2026年3月4日、2026年9月4日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」という。）において、当該CB修正日以降、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が325円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、CB修正日にかかる修正後の転換価額が780円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とします。

③2023年8月17日開催の取締役会決議により、CVI Investments, Inc.に対する第25回新株予約権を発行しております。

発行決議の日	2023年8月17日
新株予約権の数	9,000個
付与対象者	CVI Investments, Inc.
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式900,000株
新株予約権の発行価額	921.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金780円（行使価額の修正はなし）
新株予約権の行使期間	2023年9月5日から2027年9月6日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	久 田 康 弘	株式会社MYCITY取締役 株式会社IDEAL代表取締役
取 締 役	大 岩 良 行	株式会社Liquid取締役
取 締 役	長谷川 敬 起	株式会社Liquid代表取締役
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	沖 田 貴 史	ナッジ株式会社代表取締役 Fintech協会代表理事会長
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	松 田 浩 路	KDDI株式会社取締役執行役員 パーソナル事業本部副事業本 部長兼事業創造本部長 KDDIスマートドローン株式会社取締役
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	井 上 伸 一	株式会社アーケム監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）沖田貴史氏、取締役（監査等委員）松田浩路氏、取締役（監査等委員）井上伸一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）沖田貴史氏は、当社の経営に対し助言・様々な支援を行っていただいております。決済関連分野における深い知見や実績、海外事業における経験を有しております。
3. 取締役（監査等委員）松田浩路氏は、KDDI株式会社の部長・取締役執行役員を歴任しており、情報通信分野における深い知見や実績を有しております。
4. 取締役（監査等委員）井上伸一氏は、キャノンマーケティングジャパン株式会社及びその子会社であるキャノンITソリューションズ株式会社の部長・執行役員・取締役・監査役を歴任しており、IT分野における深い知見や内部統制等における経験を有しております。
5. 取締役（監査等委員）井上伸一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 取締役（監査等委員）久保裕之氏は、2023年2月24日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額会社負担としております。当社および当社の子会社の取締役を被保険者とし、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針としており、当該方針は取締役会で決議しております。具体的には、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとします。

当社の取締役の基本報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。

② 取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等は、2016年8月26日開催の臨時株主総会決議において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は3名であります。また、2017年2月22日開催の定時株主総会決議及び種類株主総会決議において、上記報酬とは別枠で年額5百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬等は2022年6月16日開催の臨時株主総会決議において年額15百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）であります。また、2020年2月27日の定時株主総会決議において、監査等委員に対し上記報酬とは別枠で年額5百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役久田康弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言、提言を踏まえ決定いたします。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績評価及び各取締役の評価を行うために最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

- ④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会において、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	48,962	48,962	—	—	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5,250 (5,250)	5,250 (5,250)	—	—	2 (2)

(注) 取締役の支給員数には、2023年2月24日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名および辞任した社外取締役(監査等委員)1名が含まれております。また、無報酬の社外取締役(監査等委員)2名は含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役(監査等委員)沖田貴史氏は、ナッジ株式会社代表取締役、Fintech協会代表理事会長であります。当社は、同氏が所属するナッジ株式会社と営業取引を行っており、並びに、同氏は当社の潜在株式20,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役(監査等委員)松田浩路氏は、KDDI株式会社取締役執行役員 パーソナル事業本部副事業本部長兼事業創造本部長、KDDIスマートローン株式会社取締役であります。当社は、同氏が所属するKDDI株式会社と営業取引を行っており、並びに、同氏は当社の株式236,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役(監査等委員)井上伸一氏は、株式会社アーケム監査役であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	沖 田 貴 史	国内外の事業における長年の経験及び会社経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会11回中11回全てに出席し、取締役会等出席時における事業内容への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	松 田 浩 路	情報通信分野における豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査等委員会11回中10回出席し、取締役会等出席時における情報管理体制への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	井 上 伸 一	IT分野における深い知見や内部統制等における経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、就任後に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会11回中11回全てに出席し、取締役会等出席時における情報管理体制への質問や、当社内部統制に関する有益な提言等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注)なお、PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人与合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役会から提案された会計監査人に対する報酬に対して、当社の規模・特性、監査日数等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容と報酬の額

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託しており、その報酬の額は1,500千円となります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システム構築の基本方針に関する決議の内容

① 監査等委員会の補助体制

ア 監査等委員会は、必要に応じその職務の補助を担当する使用人（以下、補助者という。）を任命し、会社の情報収集等を指示する。補助者はその指示内容について守秘義務を負い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けない。

イ 監査等委員会の補助者の採用、異動、懲戒及び人事考課は、監査等委員会の同意を得て行う。

ウ 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会の補助者の業務遂行に対して協力し、一切の制約を行わない。

② 監査等委員会への報告体制

ア 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員から、業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかにかつ正確に報告する。

イ 会社の取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重要な影響を与えるおそれのある事項を発見したとき、直ちにその旨と内容を、監査等委員会又は監査等委員に報告する。

ウ 監査等委員会又は監査等委員に報告した者は、内部通報制度規程に基づき、いかなる不利益も受けない。

③ 監査の実効性の確保

ア 監査等委員会又は監査等委員は、代表取締役と定期的に会合し、経営方針、対処すべき課題、事業等のリスク、監査のための体制整備、監査上の重要な事項について、意見交換を行う。

イ 監査等委員会は、定期的に内部監査担当を出席させ、内部監査の実施結果を報告させる。

ウ 監査等委員会規程に定める監査等委員会の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

④ 情報の管理体制

取締役の職務の執行状況に係る取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、関連資料等は、法令及び文書取扱規程に基づき作成、保存するとともに、取締役、会計監査人、内部監査担当及び監査等委員会の補助者は、随時これらを閲覧できる。

⑤ リスク管理体制

- ア 会社で発生したリスク又は予見されるリスクについては、リスク管理規程に定めるリスク管理担当役員及びリスク管理担当役員が選任したリスク管理推進委員が、分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会に報告するとともに、その実施を求める。
- イ 会社は、有事の際の事業継続に備え、会社の取締役及び従業員に対し、事業継続（BCP）マニュアルを整備し、必要に応じて適切な見直しを図る。

⑥ 業務執行の妥当性の確保

- ア 取締役会は、会社の中期経営計画及び年間活動計画を決定する。また、毎月1回以上開催し、代表取締役から、子会社を含む月次の事業概況報告を確認する。
- イ 代表取締役は、原則毎月1回、経営会議を開催し、取締役会に委任された事項を決議するほか、職務権限規程に基づく事項を協議して決定する。監査等委員は、経営会議に参加して審議の状況を確認できる。

⑦ コンプライアンス体制

- ア 会社の取締役及び従業員は、行動規範及びコーポレート・ガバナンス基本方針に基づいて行動する。経営管理部は、子会社も含め、定期的に及び必要に応じて臨時に、コンプライアンスに関する啓蒙・教育研修を実施する。
- イ 内部監査担当者は、会社の業務遂行におけるコンプライアンスの状況の監査を定期的に行い、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- ウ 会社の従業員は、法令・定款等に違反する事実を発見した場合、内部通報制度を利用して、経営管理担当取締役及び監査等委員会に、その旨と内容を直接通報できる。また、経営管理部は、コンプライアンス研修等において、当該制度の周知を図る。
- エ 会社は、反社会的勢力排除規程を運用し、反社会的勢力との関係を一切遮断する。継続取引先については定期的に、新たな取引先については都度、可能な限りの調査を行うとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を保持する。

⑧ 会社グループの管理体制

ア 子会社の代表取締役は、毎月、会社の関係会社管理担当取締役に事業概況報告を行う。

イ 会社としての⑤リスク管理体制、⑦コンプライアンス体制により、子会社の業務の適正性を確保する。経営管理部長は、関係会社管理規程に基づいて子会社の統括的な管理を行うとともに、子会社の会計状況を定期的に監督する。内部監査担当は、定期的に業務の適正性に係る内部監査を実施し、会社の代表取締役、経営管理部長及び監査等委員会に報告する。

ウ 取締役会は、会社グループの財務報告に係る内部統制基本計画書を事業年度毎に制定する。内部監査担当は、当該計画書に基づいて監査を行い、会社の代表取締役に報告する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

① 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当事業年度において、取締役会を14回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、経営に関わる重要事項についての会議を原則週1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組み

当社では、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施することとしております。また、内部監査人は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

③ 監査等委員による監査体制

当事業年度において監査等委員会を11回開催し、監査等委員会において定めた監査等基準及び監査計画に基づいた監査を実施し、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査人及び会計監査人と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について非常勤監査等委員と内部監査人が意見交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効かつ効率的に実施するため、経営管理部及び経営企画部は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は11月30日、中間配当は5月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

(事業報告に係る注記)

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,196,980	流動負債	876,100
現金及び預金	2,791,884	買掛金	23,737
売掛金	373,925	短期借入金	652,800
棚卸資産	876	1年内返済予定の長期借入金	1,520
その他	44,560	未払金	167,901
貸倒引当金	△14,265	未払法人税等	1,503
固定資産	413,946	未払消費税等	16,114
有形固定資産	50,110	その他	12,523
建物附属設備	28,605	固定負債	1,734,051
工具器具備品	21,504	転換社債型新株予約権付社債	936,000
無形固定資産	117,465	長期借入金	790,000
ソフトウェア	80,002	資産除去債務	6,043
ソフトウェア仮勘定	37,462	繰延税金負債	2,007
投資その他の資産	246,370	負債合計	2,610,151
投資有価証券	203,320	(純資産の部)	
差入保証金	43,040	株主資本	884,287
その他	10	資本金	10,100
繰延資産	18,176	資本剰余金	5,330,630
株式交付費	18,176	利益剰余金	△4,456,442
		新株予約権	134,664
		純資産合計	1,018,951
資産合計	3,629,103	負債・純資産合計	3,629,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,940,397
売 上 原 価		441,053
売 上 総 利 益		1,499,344
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,796,829
営 業 損 失		297,485
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
雑 収 入	10,935	
そ の 他	14	10,968
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,061	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	28,788	
上 場 関 連 費 用	9,429	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	6,204	
そ の 他	10,452	68,936
経 常 損 失		355,453
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	830	830
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,265	14,265
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		368,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,648	
法 人 税 等 調 整 額	2,007	3,655
当 期 純 損 失		372,545
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		33,833
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		338,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2022年12月1日残高	100,000	4,441,301	△4,117,730	423,570
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	352,214	352,214	－	704,429
減資	△442,114	442,114	－	－
連結範囲の変動		95,000		95,000
親会社株主に帰属する 当期純損失			△338,711	△338,711
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)		－		－
連結会計年度中の変動額合計	△89,900	889,329	△338,711	460,717
2023年11月30日残高	10,100	5,330,630	△4,456,442	884,287

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2022年12月1日残高	672	260,406	684,649
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	－	－	704,429
減資	－	－	－
連結範囲の変動	－	△260,406	△165,406
親会社株主に帰属する 当期純損失			△338,711
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	133,991	－	133,991
連結会計年度中の変動額合計	133,991	△260,406	334,302
2023年11月30日残高	134,664	－	1,018,951

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社Liquid

株式会社MYCITY

X PLACE株式会社

連結範囲の変更

(新規設立による増加)

当連結会計年度において、株式会社MYCITYとパナソニックホールディングス株式会社の共同出資により合併会社であるX PLACE株式会社を設立し、新たに連結子会社（孫会社）としております。

(連結子会社の持分法適用関連会社への変更)

当連結会計年度において、当社が保有する株式会社IDEAL（以下「IDEAL」という。）の株式の一部を譲渡したことで、IDEALを連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

株式会社IDEAL

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、当社が保有する株式会社IDEAL（以下「IDEAL」という。）の株式の一部を譲渡したことで、IDEALを連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

PT. Indoliquid Technology Sukses

株式会社SYMBOL

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品、貯蔵品……………月次総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

建物附属設備 3～15年

工具器具備品 4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主力サービスであるLIQUID eKYCについては、顧客とのサービス利用契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。利用件数に応じた利用料等については、契約期間に応じて利用環境を提供することで履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたり収益を認識しております。また、初期導入費用等については、初期設定業務によりサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。

その他のプロダクト提供業務については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されますが、取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間が短い取引については、契約における履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

すべての取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

株式交付費……………3年間で定額法による償却を行っております。

重要な外貨建の資産又は負債……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨の本邦通貨への換算基準に換算し、換算差額は損益として処理しております。

グループ通算制度を適用する……………当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	150,031千円
計	150,031千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	92,800千円
計	92,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,485千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	830,000千円
借入実行残高	652,800千円
差引借入未実行残高	177,200千円

5. 棚卸資産

仕掛品	825千円
貯蔵品	51千円
計	876千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 21,965,800株
2. 配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,293,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金を基本とし、資金調達については増資や金融機関からの借入により調達しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、主に当社が入居している事務所の不動産賃貸契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。
買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。
借入金の用途は、運転資金であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。
転換社債型新株予約権付社債の用途は、運転資金及び設備投資資金であります。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程に従い、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。
 - ② 市場リスクの管理
投資有価証券について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (※2)	91,520	91,155	△364
負債計	91,520	91,155	△364

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 「1年内返済予定の長期借入金」は、長期借入金に含めて表示しております。

※3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	2023年11月30日
非上場株式	203,320
差入保証金	43,040
転換社債型新株予約権付社債	936,000
長期借入金	700,000

「非上場株式」については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

「差入保証金」については、貸借期間の延長が可能な契約に係るため、返還時期の見積もりが困難であり、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

「転換社債型新株予約権付社債」については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

「長期借入金」に含まれる資本性ローンは、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	—	91,155	—	91,155
負債計	—	91,155	—	91,155

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		合 計
loP Cloud事業	一時点で移転される財及びサービス	511,989
	一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,428,407
	顧客との契約から生じる収益	1,940,397
	その他の収益	—
	外部顧客への売上高	1,940,397

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	169,982
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	373,925

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	40円26銭
1 株当たり当期純損失	16円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、株式会社アドメディカ（以下「アドメディカ」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アドメディカ

事業内容 ヘルスケア事業、WEB広告事業、メディカルサプライ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは「自分だけの要素を知ること、より自分らしい生き方を選択できる世界に」をビジョンに掲げ、現在は「個人認証」「個人最適化」「個人情報管理」の3つのソリューション事業を展開しております。アドメディカは、株式会社ケアネットの持分法適用会社で、ヘルスケア事業、WEB広告事業、並びにメディカルサプライ事業を営んでおります。同社が有する既存の事業基盤に当社グループが有する各ソリューションを組み合わせ、新たな広告商品の開発やWebメディアの開発といったシナジーを創出し、当社グループ全体の事業強化を図ってまいります。

(3) 企業結合日

2024年2月29日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

50.1%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式の取得により、アドメディカの議決権50.1%を取得したことによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
当事者間の守秘義務により非開示とさせていただきます。なお、取得価格は第三者が算定した評価額を基に株式取得の相手方との協議のうえ決定しております。
3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 5,400千円。
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,426,525	流動負債	770,260
現金及び預金	2,472,346	買掛金	1,205
売掛金	139,150	短期借入金	652,800
関係会社売掛金	144,325	1年内返済予定の長期借入金	1,520
貯蔵品	51	未払金	102,184
前払費用	14,951	未払法人税等	1,109
関係会社未収入金	223,960	未払消費税等	3,319
関係会社短期貸付金	421,000	預り金	8,121
未収還付法人税等	1	固定負債	1,174,051
その他	25,005	転換社債型新株予約権付社債	936,000
貸倒引当金	△14,265	長期借入金	230,000
固定資産	307,806	資産除去債務	6,043
有形固定資産	39,373	繰延税金負債	2,007
建物附属設備	28,605	負債合計	1,944,311
工具器具備品	10,768	(純資産の部)	
投資その他の資産	268,432	株主資本	1,673,533
関係会社株式	242,351	資本金	10,100
出資金	10	資本剰余金	5,173,518
関係会社長期貸付金	210,000	資本準備金	5,173,518
差入保証金	26,070	利益剰余金	△3,510,085
その他	14,836	その他利益剰余金	△3,510,085
貸倒引当金	△224,836	繰越利益剰余金	△3,510,085
繰延資産	18,176	新株予約権	134,664
株式交付費	18,176	純資産合計	1,808,197
資産合計	3,752,508	負債・純資産合計	3,752,508

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		751,695
売 上 原 価		72,089
売 上 総 利 益		679,605
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		721,063
営 業 損 失		41,458
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27,768	
業 務 受 託 料	30,100	
そ の 他	457	58,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,229	
繰 延 資 産 償 却	1,655	
上 場 関 連 費 用	9,429	
株 式 交 付 費	4,803	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6,204	
そ の 他	2,056	35,379
経 常 損 失		18,511
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	255,155	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	239,102	494,258
税 引 前 当 期 純 損 失		512,769
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,109	
法 人 税 等 調 整 額	2,007	3,116
当 期 純 損 失		515,886

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2022年12月1日残高	100,000	4,379,189	4,379,189
事業年度中の変動額			
新株の発行	352,214	352,214	352,214
減資	△442,114	442,114	442,114
当期純損失			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	△89,900	794,329	794,329
2023年11月30日残高	10,100	5,173,518	5,173,518

(単位：千円)

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
	繰越利益剰余金				
2022年12月1日残高	△2,994,198	△2,994,198	1,484,990	672	1,485,662
事業年度中の変動額					
新株の発行			704,429		704,429
減資			—		—
当期純損失	△515,886	△515,886	△515,886		△515,886
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				133,991	133,991
事業年度中の変動額合計	△515,886	△515,886	188,542	133,991	322,534
2023年11月30日残高	△3,510,085	△3,510,085	1,673,533	134,664	1,808,197

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券
関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
仕掛品、貯蔵品
月次総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……主として定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
工具器具備品	4～8年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の主な収益は、関係会社からの業務受託料であり、関係会社との業務受託契約に基づき、業務受託等を履行義務としています。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

その他のプロダクト提供業務については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されますが、取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間が短い取引については、契約における履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

すべての取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

株式交付費…………… 3年間で定額法による償却を行っております。

重要な外貨建の資産又は負債……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換
の本邦通貨への換算基準……………算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27項-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預 金	150,031千円
計	<u>150,031千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	92,800千円
計	<u>92,800千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,295千円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	830,000千円
借入実行残高	652,800千円
差引借入未実行残高	<u>177,200千円</u>

5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	814,132千円
長期金銭債権	224,836千円
短期金銭債務	5,935千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

402,128千円

営業費用

1,096千円

営業取引以外の取引高

57,856千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及びソフトウェアに関する金額であります。全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)Liquid	所有 100.00%	役員の兼任 経営管理 業務の受託 事務所賃貸 運転資金の 貸付	業務受託	316,600	関係会社売掛金	134,607
				事務所賃貸	15,330	関係会社未収入金	204,270
				資金の貸付	35,000	関係会社短期貸付金	421,000
				利息の受取	18,306	関係会社未収収益	—
子会社	(株)MYCITY	所有 100.00%	役員の兼任 経営管理 業務の受託 業務の委託 事務所賃貸 運転資金の 貸付	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	210,000
				利息の受取	9,450	関係会社長期未収入金	14,836
関連会社	(株)SYMBOL	所有 43.96%	事務所賃貸	事務所賃貸	9,090	関係会社未収入金	14,265

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理業務の受託料は、マネジメントフィーと財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料になっております。マネジメントフィーについては、経営指導契約書・ライセンス契約書に基づき計上しております。財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料については、当該役務の提供に必要な費用を総合的に勘案し、交渉のうえ決定しております。
2. 事務所賃料については、占有面積を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. (株)MYCITYに対する長期貸付金及び長期未収入金に対して貸倒引当金224,836千円を計上しております。
5. (株)SYMBOLに対する未収入金に対して貸倒引当金14,265千円を計上しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。
2. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	76円19銭
1株当たり当期純損失	24円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

株式会社ELEMENTS
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 正木 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ELEMENTS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は、2024年1月25日の取締役会において、株式会社アドメディカの株式を取得し、子会社化することについて決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

株式会社ELEMENTS
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	野 村 尊 博
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	正 木 剛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2022年12月1日から2023年11月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は、2024年1月25日の取締役会において、株式会社アドメディカの株式を取得し、子会社化することについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月1日

株式会社ELEMENTS 監査等委員会

監 査 等 委 員 井 上 伸 一

監 査 等 委 員 沖 田 貴 史

監 査 等 委 員 松 田 浩 路

(注) 監査等委員井上伸一、沖田貴史及び松田浩路は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場案内図

■会場 東京都中央区日本橋室町1丁目5番5号
室町ちばぎん三井ビルディング8階
日本橋ライフサイエンスハブ LSH-A会議室



■交通のご案内

東京メトロ銀座線、半蔵門線「三越前」駅直結